

水道ガス課からのお知らせ

「ガス導管漏えい検査」および 「ガス消費機器・内管検査」のお知らせ

この両検査は、3年に1回、ガス事業法に基づいてガスを安全に使用していただくための大切な検査です。

「ガス導管漏えい検査」は、道路に埋設されているガス導管および敷地内住宅等の建物までのガス引き込み管のガス漏れを検査（ボーリング）し、「ガス消費機器・内管検査」は、各家庭に訪問し、ガス消費機器の安全性確認および内管のガス漏れを検査するものです。

両検査の対象地区・予定期間は、次のとおりとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

ガス導管漏えい検査

【対象地区】 新開町、南栄町、曙町、大浜、平里
【予定期間】 10月中旬から11月下旬

ガス消費機器・内管検査

【対象地区】 大町、本町、元町
【予定期間】 10月中旬から翌年1月下旬

「ガスと暮らしの安心」運動期間

9月1日～11月30日

～お届けしているガスの種類は…～

町営ガスを利用されているみなさまへお届けしているガスは13Aです。

ガス機器には、適合するガスの種類を示したラベルが貼られています。ガス機器がガスの種類と合っているか必ずご確認ください。

～ガス機器をご使用のみなさまへ～

〈ガスを安全に使うために！〉

- 換気を十分にしておこなわないようにしましょう。
- 料理中は、ガステーブルから離れないでください。
- ガス臭いと感じたら、窓や戸を大きくあけて換気をしましょう。換気扇などの電気のスイッチは着火源となるおそれがあるので、絶対触れないでください。すぐに水道ガス課へ連絡を！
- 地震が発生したら、まず落ち着いてゆれが収まってから、使用中のガス機器の火を消してください。



〈小型湯沸器を使うために！ 3つのアドバイス〉

- 必ず窓を開けるか、換気扇を回してください。
- 風呂、洗濯、シャワー用には使わないでください。
- 気分が悪と思ったら、ただちに使用を中止して、換気をおこなってください。

お問い合わせ先

水道ガス課 (☎2-2862)